

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

山梨県障害者自立支援協議会 地域移行部会の取組

1 精神障害にも対応した重層的な地域包括ケアシステムの協議の場の充実

①県部会員の地域協議会への派遣

- ・市町村や圏域により支援体制に格差があり、協議の場の活性化が必要
- ・R5 は、富士・東部圏域の障害者基幹相談支援センターを中心にコア会議を立ち上げ、圏域内市町村の地域診断及び課題抽出作業を実施

②より広域的課題を解決に導くため、県、圏域、市町村、各協議の場を連動

③県が実施する、県内精神科病院入退院患者の実態調査への助言と分析

2 高齢障害者の地域移行を支える福祉、介護、医療の包括的な支援・連携体制の構築

○「精神障害者地域包括ケアシステム関係者研修会」の開催（R5.8.28）

- ・医療、障害福祉・介護、社会参加等の包括的な支援・連携体制構築のため、民間事業者、市町村職員、精神保健福祉士、ピアサポーター等地域の関係者の精神保健に関する支援の実効性を高めることを目的に研修、及び地域作りの一層の推進に向けたグループ討議を開催

3 入所施設職員・相談支援専門員の意識改革の必要性

○入所施設管理者・相談支援専門員向け研修会の実施（R6.1 開催予定）

- ・入所施設の長期利用者の地域移行を進めるため、職員の知識や技術の獲得を目的とした研修を知的障害者支援協会と協力し企画

4 ピアサポートの充実

①「フォローアップ研修」R5.6.8 開催（障害福祉課）

②「障がい者ピアサポーター養成研修」10月、11月実施

③ピアサポーターの活動の場の拡充（協議の場の参画、ピアカウンセリング活動等）

5 地域生活を継続していく中で必要とされる権利擁護機能へのスムーズなアクセス

- ・成年後見制度の利用について市町村間に格差が生じており、必要のある方に支援が届いておらず精神保健分野における制度の活用状況などの実態把握が必要
- ・令和3年の本審議会の意見を踏まえ自立支援協議会内に「成年後見利用促進ワーキング」を設置
- ・具体的な人材育成やニーズ調査を実施し、調査結果を提言として県及び市町村に発信
- ・県は、福祉保健部内関係課（健康長寿推進課・障害福祉課・健康増進課）が連携し、制度促進に向けた取組を行っていく（R5 は市町村職員等の人材育成を目的とした「権利擁護支援対応力強化研修」を開催し、今後も継続予定）

6 障害者の住まいの確保の困難さ（公営、民間）

- ・長期入院者や施設利用者の地域移行については、住まいの確保が課題
- ・居宅支援協議会と連携を図り、障害当事者が抱える課題について情報提供、協議を図りたい。